

# 石巻市民球場 使用時の注意事項

## ■施設の予約・申請

1. 施設の予約・申請は、使用日の60日前から可能です。
2. 予約の際は、使用希望日、時間帯を伝え、予約状況に空きがあれば、予約を入れることができます。
3. 予約後、運動公園管理事務所（市民球場内）にて使用許可申請書の記入、使用料のお支払いをしていただきます。
4. 申請手続き後、使用許可書を発行いたしますので、使用の際は係員に許可書を提示してください。

## ■利用時間

1. 施設の利用時間は、4月～11月は午前5時～午後9時、12月～3月は午前7時～午後6時となります。
2. 利用可能時間と申請受付時間が異なりますので、早朝や夜間の使用を希望する方は、早めの申請手続きをお願いします。
3. ご利用時間には準備、片付け、清掃等の時間も含まれます。利用時間は必ず守ってください。

## ■グラウンドの保全

1. 人工芝保全の為、人工芝内でのバッティング(トスバッティング・ノック・バッティングゲージ使用時を含む)は禁止します。(専用マットを使用する場合は可)
2. 天候により、アンツーカー部分の状態が不良で、極度に荒れる恐れがある場合は、使用を制限する場合があります。

## ■施設・設備使用

1. 放送設備、スコアボード等の取扱いは、事前に操作方法等を確認してください。
2. 大会前には、職員との打合せを十分に行い、スムーズな運営に努めてください。
3. グラウンド内での飲食は禁止します。水分補給はベンチ内で行ってください。
4. ミニハードルやラダー等、一定の場所での反復利用は避けてください。
5. アンツーカー部分のラインは、スポーツ石灰を使用してください。
6. スポーツ石灰は使用者が用意し、ライン引きは使用者が行ってください。
7. 球場内のラバーフェンスへ足を掛けたり、ボールを故意にぶつけないでください。
8. 使用した設備、器具等は、清掃を行い、使用前の状態に戻し整理してください。
9. 施設、設備、器具等は、破損することのないよう十分に注意してください。万一破損した場合は、相当額を弁償願います。(怠った場合は、以後の使用を許可しない場合もあります。)
10. 使用後は、内野アンツーカー部分、ブルペンの整備を行ってください。
11. アンツーカーを保護する防水シートには、スパイクで上がらないでください。

## ■使用料の還付

1. 使用料の還付は、還付申請書の提出により行います。[条例施行規則第7条]
2. 使用料の還付の割合は、次のとおりとなります。

a. 使用者が自己の責めに因らない理由で使用できなかったとき。	全 額
b. 使用者が使用開始前7日までに使用の取消しを申し出たとき。	全 額
c. 使用者が使用開始前6日から前日までに使用の取消しを申し出たとき。	半 額

## ■駐車場の使用

1. 多数の利用者が予想される場合は、駐車場責任者を含む駐車場計画を作成し、係員を配置してください。
2. 駐車は、専用駐車場または指定する場所とし、球場周辺には原則として駐車しないでください。
3. 球場付近への車の出入りは、選手等のバス移動や物品の搬入時に限り許可し、移動及び搬入が終了次第、速やかに所定の駐車場に移動してください。
4. 身障者用駐車エリアへの一般車両の駐車は禁止します。

## ■その他

1. 事故防止に努め、万一事故発生の場合は、責任を持って速やかに対処してください。
2. 場内に工作物（横断幕等）を設置する場合は、事前に申請し許可を受けてください。（一部有料）
3. 喫煙については、灰皿設置場所のみとします。（原則として施設内は禁煙）
4. ペットを連れての入園はご遠慮ください。
5. 球場以外の施設の芝には立ち入らないでください。（ウォームアップも含む。）
6. グラウンド以外でのスパイク（金属製）の着用を禁止します。
7. 原則として、ゴミは持ち帰ってください。（大会等で発生したゴミは、主催者側で処分すること。）
8. 使用にあたっての注意事項、マナー等については、使用者全員に徹底してください。
9. 公園内での調理等は、原則として禁止です。
10. 使用中、第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任において解決してください。